○厚生労働省告示第百六十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十八条第一項の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項に規定する厚生労働大臣の定める負傷又は疾病（平成七年厚生省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号中「齲歯のうち」の下に「エナメル質初期齲蝕（Ce）、」を加える。

○厚生労働省告示第百六十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表東京都の項中「東村山市」の下に「、狛江市」を加える。

○厚生労働省告示第百六十六号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第三項第十二号及び第十四条の三第五号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等及び消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等及び消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等の一部を改正する告示

第一　消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成十八年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第四号イ中「及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号並びに第二項各号に掲げる事業」を削る。

第二　消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成二十四年厚生労働省告示第三百七号）の一部を次のように改正する。

第二項を削り、第一項中「この項において」を削り、同項の項番号を削る。

○厚生労働省
環境省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十五年政令第五百三十号）第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

通し番号３３７７の項を次のように改める。

3377	3－エチル－1－メチル－1*H*－イミダゾール－3－イウム＝クロリド－三塩化アルミニウム（1／2）	(5)－6244

通し番号５２３０の項を次のように改める。

5230	2－（2－メトキシプロポキシ）プロピル＝アセタートと2－（2－メトキシプロポキシ）－1－メチルエトキシ）プロピル＝アセタートと2－（2－メトキシ－1－メチルエトキシ）－1－メチルエチル＝アセタート（主成分）の混合物	(2)－3928

通し番号５６５１の項を次のように改める。

5651	α－[[3－（3－[[3－（アルカンアミド（又はアルケンアミド）（C＝8～22、直鎖型））プロピル]（ジメチル）アンモニオ]－2－ヒドロキシプロポキシ）プロピル]（ジメチル）シリル]－ω－[3－（3－[[3－（アルカンアミド（又はアルケンアミド）（C＝8～22、直鎖型））プロピル]（ジメチル）アンモニオ]－2－ヒドロキシプロポキシ）プロピル]ポリ［オキシ（ジメチルシランジイル）］＝ジアセタート（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）	(7)－2854

通し番号５８８７の項を次のように改める。

5887	エテン・メチル＝アクリラート共重合物の2，2′－オキシジエチル＝ジメタクリラート付加物（架橋構造）（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）	(7)－2909

○厚生労働省
環境省告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）附則第四条の規定に基づき、平成二十三年経済産業省告示第八号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質の名称を公示する件）の一部を次のように改正したので、同条の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

通し番号８４０の項を次のように改める。

840	3－[(2－クロロ－1，3－チアゾール－5－イル)メチル]－5－メチル－*N*－ニトロ－1，3，5－オキサジアジナン－4－イミン	(5)－6844

○農林水産省告示第四百九十九号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十九事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

農林水産大臣が定める金額　千三百四十六億九千二百六万四千円